

第1回 村上市地域公共交通活性化協議会 会議録

1. 開催日時：平成22年5月20日（木） 午前9時30分から10時37分
2. 開催場所：村上市教育情報センター 2階会議室
3. 出席者：（敬称略）
 - 【出席委員】大滝委員、西田委員、田巻委員、上村委員、太田委員、嶋倉委員、高橋委員、五十嵐委員、川内委員、大嶋委員、小野委員、佐藤(勝)委員、小田委員、八藤後委員、川崎委員、鈴木委員、佐藤(収)委員、高田委員、小泉委員、佐野委員、山田委員、吉田委員、佐藤(正)委員、平山委員
 - 【欠席委員】佐藤(利)委員、松田委員、松本委員、大矢委員、佐藤(久)委員、
 - 【委員以外】村上タクシー株式会社、株式会社瀬波タクシー、岩船タクシー株式会社、藤観光タクシー株式会社、株式会社はまなす観光タクシー（オブザーバー）新潟県ハイヤー・タクシー協会、北陸信越運輸局
 - 【事務局】相馬、佐藤、加藤、本間、矢部、岸（村上市）
4. 傍聴者：1名
5. 会議次第
 1. 開 会
 2. 挨拶（会長：村上市長）
 3. 委嘱状交付（代表受領）
 4. 委員紹介
 5. 村上市地域公共交通活性化協議会の設置について
 - ・村上市の地域公共交通の現状について（資料1）
 - ・協議会規約及び規程（資料1 - 2）
 - ・協議会活動スケジュール（資料1 - 3）
 - ・協議会予算等（資料1 - 4）
 - ・分科会委員構成（案）（資料1 - 5）
 6. 副会長及び監査員の任命
 7. 議事
 - （1）村上市地域公共交通総合連携計画の策定について（資料2）
 - （2）計画策定調査業務委託業者の選定について（資料2 - 2）
 8. その他
 - ・現地視察報告（資料3）
 9. 閉 会（副会長）

6．会議資料

【配付資料】

議事次第 出席者名簿 配席図

【議事資料】

- 資料 1 . 村上市の地域公共交通の現状について
- 資料 1 (追加) . 村上市の取り組みと今後の流れ
 - 村上市の公共交通において、今後検討を予定している交通システム例
- 資料 1 - 2 . 村上市地域公共交通活性化協議会規約
 - 村上市地域公共交通活性化協議会分科会規程
 - 村上市地域公共交通活性化協議会財務規程
 - 村上市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程
 - 村上市地域公共交通活性化協議会事務局規程
- 資料 1 - 3 . 村上市地域公共交通活性化協議会活動スケジュール(案)
- 資料 1 - 4 . 平成 21 年度村上市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算(案)
 - 平成 22 年度村上市地域公共交通活性化協議会予算
- 資料 1 - 5 . 分科会委員構成(案)
- 資料 2 . 村上市地域公共交通総合連携計画(連携計画)の策定について(案)
- 資料 2 - 2 . 計画策定調査業務委託業者の選定について(案)
- 資料 3 . 現地視察報告

7．会議経過

- 事務局(進行): おはようございます。定刻になりましたので、第 1 回村上市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。申し遅れましたが、私は次第 6 まで進行役を務めます村上市政策推進課自治振興室の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。それでは、はじめに本協議会の会長 村上市長大滝平正がご挨拶を申し上げます。
- 会 長: 皆さんおはようございます。本日は、ご多用の中、第 1 回村上市地域公共交通活性化協議会にご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。本協議会は、法律に基づく協議会であり、公共交通総合連携計画策定を目的に設置いたしましたものであります。本市は、生活路線バスに対する運行費補助やスクールバスの運行等により交通手段の維持・確保に努めて参りましたが、経費負担の増加に加え、必ずしも対応が十分でない地域があるのも現状です。今後、一層の過疎化や高齢化が進むことが予想され、持続可能な公共交通体系づくりが喫緊の課題となっております。

本協議会は、広い市域の本市に合った公共交通体系を検討していただく大変重要な協議会でありますので、忌憚のない皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

本日ご参集いただきました皆様には、市民が合併して良かったと思えるまちづくりの

基盤となる公共交通体系づくりに、ご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、一言ではありますが、開会にあたり御礼の言葉とさせていただきます。

- 事務局（進行）：引き続き進行させていただきますが、本日の協議会にはご案内した委員 29 名中、24 名の方が出席されています。まず、本日の資料の確認をお願いします。皆様のお席に議事次第、出席者名簿、配席図、本日資料 1 の追加分ということで 2 枚追加させていただきました。そして、資料 1 - 5 分科会委員構成（案）資料 3 現地視察報告を配付させていただいております。また、あらかじめお送りいたしました資料として、資料 1 村上市の地域公共交通の現状について、資料 1 - 2 村上市地域公共交通活性化協議会規約、資料 1 - 3 村上市地域公共交通活性化協議会活動スケジュール（案）資料 1 - 4 平成 21 年度村上市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算（案）資料 2 村上市地域公共交通総合連携計画（連携計画）の策定について（案）資料 2 - 2 計画策定調査業務委託業者の選定について（案）があります。資料に不足はありませんでしょうか。不足するようでしたら、事務局にお申し付けください。

続きまして、協議会の委員をお引受けいただきました委員の皆様方に委嘱状の交付を行います。大変恐縮ではありますが、委嘱状の交付は代表者とし、委員の皆様方には既にテーブルの上に配付させていただいておりますのでご容赦くださいますようお願いいたします。それでは、委員を代表しまして、名簿番号 2 番の東日本旅客鉄道株式会社新潟支社、西田様に会長から委嘱状の交付を行います。恐れ入りますが、西田様、その場にてご起立をお願いいたします。

（委嘱状交付）

ありがとうございました。続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。私のほうで名簿順にお名前を申し上げますので、大変恐れ入りますが、その場にてご起立をお願いいたします。

（委員紹介）

次に、本地域の公共交通に関わりが深いタクシー事業者がオブザーバーとして出席しておりますのでご紹介いたします。

（オブザーバー紹介）

以上で、委員並びにオブザーバーのご紹介を終わります。なお、事務局につきましては、委員名簿裏面に記載しております。

続きまして、次第の 5 村上市地域公共交通活性化協議会の設置について事務局から説明いたします。ここでは資料 1 から本日配付いたしました追加資料、そして、資料 1 - 5 までを用いて説明いたしますので、資料の準備をお願いします。

- 事務局：それでは、村上市の地域公共交通の現状について説明いたします。説明に用いる資料は、資料 1 と本日配付いたしました資料 1 の追加であります。お手元にご用意ください。本市の交通体系は、大きく 4 つに大別されます。

1 つは、広域交通としての鉄道や高速バス、2 つめは、地域間交通としての路線バス、3 つめは、地域内交通としてのタクシー、4 つめは特定の目的で運行している循環バス

など、これら大きく4つに分類されます。

路線バスは、現在市内20系統のバスが運行されております。運行は、新潟交通観光バス株式会社が担っています。バス運行を維持するため、行政が多額の財政負担をしているのが現状です。

次にタクシーは、市内で7社が操業していますが、本市では介護認定を受けた高齢者等を対象に、タクシー利用券による助成などを行っています。

路線バスやタクシーの他に、NPO法人を運営主体として、村上駅を起点にして市街地を循環するバスが運行されておりますし、ジャスコ村上東店が買い物客向けにシャトルバスを運行しており、山北徳洲会病院では会員を対象として、病院への送迎バスサービスを実施している事例があります。ここまでが資料1の1ページです。

このように、市内では、様々な移動手段が公共交通サービスとして提供されていますが、資料1の2ページに記載している要因により、公共交通はあまり利用されていないのが現状です。公共交通が利用されない要因として5つの要因があげられます。1つは「過度に自家用車に依存した移動」、2つめは「高齢化の進行」、3つめは本市の「地形条件・気象条件」、4つめは「魅力に乏しい公共交通サービス」、そして、5つめは「過疎化（人口減少）の進行・地域活力の低下」といったことが要因として考えられます。

公共交通利用者は年々減少傾向にあるものの、高齢化が進むことにより、車を運転しない、あるいは運転ができなくなる高齢者は、今後さらに増加していくことが予想されております。本市におきましては、過疎化や高齢化に対応した持続可能な公共交通体系の構築が本市の喫緊の課題といえます。

これらの課題解決を図るため、昨年度、本市では村上市公共交通活性化検討委員会を設置し、交通弱者の移動手段の確保や効率的・効果的でかつ持続可能な公共交通体系構築等の検討を行って参りました。国土交通省の支援をいただき、高校生及び高齢者を対象にアンケート調査の実施と、山北地区をモデル地区として住民懇談会を開催いたしました。

また、本年2月には検討委員会を村上市地域公共交通活性化協議会へ移行いたしました。検討委員会で検討された事項を具体化し、本市にとって最適な公共交通のあり方を検討し、今後「地域公共交通総合連携計画」を策定したいと考えているところです。ここまでが、資料1の2ページまでの説明であります。

続きまして本日配付いたしました資料1（追加）についての説明をさせていただきます。こちらの資料につきましては、本市の取り組みと今後の流れを図式化したものであります。資料の上段のほうから平成21年度、22年度、23年度以降というように時系列で並べております。まず、平成21年度は、検討委員会が4回の会議とアンケート調査、モデル地区におきます住民懇談会を行い、連携計画策定に向けた提案として、基本目標、施策体系、推進手法、成果目標をまとめ上げました。昨年度の取り組みをまとめたものが、事前に送付いたしました資料で厚手の冊子であります。資料の中段以降、平成22年度ですが、今年度は、持続可能な公共交通体系の具体的イメージの検討と、

社会実験実施計画の立案、これらを柱とした計画書を取りまとめ、平成２３年度以降、これらの計画に基づきます実証実験を３年間行い、住民懇談会等を通して意見集約や合意形成を図り、実証実験の検証を行うような流れを表しています。ここまでが、資料１（追加）の１ページとなります。

続いて２ページ目をご覧ください。こちらの資料では、協議会において今後検討を予定している交通システム例を６つ例示として記載しております。まず、１番目Ａの「路線バス」ですが、本市で運行されております路線バスは、決められた曜日、時間に決められた路線を運行する定時定路線型であります。これらの路線バスの運行の工夫としては、運行経路あるいはダイヤ、料金システムを利用者のニーズに応じて再編していくことを概要として示しております。

次にＢの「コミュニティバス」ですが、路線バスだけではカバーしきれないニーズに対応する手段として、検討していく事例です。新発田市あるいは新潟市江南区で運行されている導入事例を参考事例として掲載しております。

次にＣの「乗合タクシー」ですが、個別輸送を行っているタクシーを使用して、乗り合いで乗客を運ぶ方法です。バスと通常のタクシーの中間的なサービスとして検討していくために掲載しております。

次にＤの「デマンドタクシー」ですが、今回初めて耳にされる方もいらっしゃると思いますが、これは利用者の要請、「要請」の部分がデマンドという英語になりますが、このデマンドに応じて運行するシステムでして、定時定路線型の運行ではなかなかカバーできないニーズに対応しようとする交通システムです。通常のタクシーと違いまして、このシステムを導入している多くの事例では、利用に際して利用者の事前登録が必要であり、完全予約制で運行されているというケースが多いようです。料金的には様々な設定がございますが、路線バスとタクシーの中間くらいの設定をされているケースが多いようです。デマンド型の交通システムについては、新たな交通システムとして導入を検討している自治体も増えているようで、お隣の胎内市では商工会が運営主体となり、運行業務を地元のタクシー事業者に委託し、現在実験運行を行っておりますし、県内の他の自治体でも導入に向けた取り組みが行われているようです。

次にＥの「スクールバスの混乗・間合い利用」です。まずは、スクールバスの混乗ですが、児童生徒の送迎目的で運行しているスクールバスを一般住民の方にもサービスを提供しようというものです。スクールバスの混乗については、路線バスとスクールバスの運行経路が重複する場合などに再検討されることが多いようです。そして、間合い利用ですが、スクールバスは通常登下校時にだけ運行されていますが、それ以外の空いた時間を利用して、乗り合いサービスを提供することや、あるいはその逆に路線バスの間合いにスクールバスとしてのサービスを提供するというものです。

最後にＦの「パーク＆ライド、パーク＆バスライド」ですが、これらは自家用車と鉄道、自家用車とバスを乗り継ぐシステムで駐車場と駅、あるいはバス停との連携を図るというシステムです。以上が、今後検討を予定している交通システムの事例です。いず

れの事例についても財政的な部分、法的な手続きなど導入に当たっては詳細な詰めが必要な部分が多いです。こうした例がすべてではございませんし、まだ協議会の決定事項ではありませんが、今後検討協議していく中で、参考にいただければと思います。以上が資料１及び追加資料の説明です。

- 事務局（進行）：それでは、資料１及び追加資料についてご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

ないようですので、また後ほど質疑をいただくことにいたしまして、資料１－２の協議会規約についてご審議をお願いします。事務局は説明願います。

- 事務局：それでは協議会規約及び規程について説明いたします。説明に用いる資料は、資料１－２ですので、お手元にご用意ください。協議会の規約は１９条で構成しています。第１条に設置、第２条に名称、第４条に目的、第５条に協議事項を、第６条に委員について規定しています。第６条に規定する委員については、法第６条に基づく委員構成としています。第７条に委員の任期を２年と定めています。第８条に会長は村上市長を充てること、監査員は会長が委員から任命することを定めています。監査員については、第１０条で２人置くこととしています。第９条に副会長は学識経験者をもって充てることを定めています。第１１条及び第１２条に会議の運営と協議結果の尊重義務を規定しています。第１１条第４項で協議会の決議の方法については、会議出席委員の総意を原則とすることを定めています。これについては、検討委員会でも提案したところですが、これからの公共交通は、市民、交通事業者、行政が、協働でつくり育てていくことを基本目標に取り組むこととしていることから総意としています。第１３条に分科会の設置、第１４条に事務局を、第１５条、第１６条に協議会の経費、財務に関する事項を、第１７条に報酬及び費用弁償を、第１８条に協議会の解散、第１９条に規約の変更について定めています。以上が、規約の概要です。

次に規約に基づき、会長が会の運営等に必要な事項を定める規程ですが、協議会の規程としては、分科会規程、財務規程、報酬及び費用弁償規程、事務局規程の４つの規程があります。資料の４ページ以降が規程となっておりますのでご覧ください。

資料の４ページ及び５ページの分科会規程ですが、協議会の分科会運営に関し、必要な事項を定めるもので、４つの分科会に分かれ、規約第５条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行います。４つの分科会については、５ページに記載したとおりですが、分科会委員構成（案）については、後ほど説明いたします。

次に資料の６ページの財務規程ですが、協議会の財務に必要な事項を定めるもので、第２条に予算を、第３条に予算科目、第４条に予算の流用等について規定し、歳出予算の流用は、直近の会議に報告することを定めています。また、第６条で事務局長に会計事務を委任すること、第７条で予算の執行、第８条で決算等について規定しています。

なお、財務規程の第５条第２項に規定する預け入れ金融機関は、村上市指定金融機関である第四銀行村上支店としています。

次に資料８ページの報酬及び費用弁償に関する規程ですが、協議会の委員の報酬額、

費用弁償額を定めています。報酬額は、村上市の非常勤特別職の委員報酬に準じた日額 6,300 円とし、支払い対象外の委員について規定しています。また、費用弁償として旅費を支払うこととしていますが、支給する旅費の額は、村上市の例によることとしています。

次に資料 9 ページの事務局規程ですが、協議会の事務局に関し必要な事項を定めたもので、第 2 条に所掌事務、第 3 条に職員等を規定し、事務局長は村上市の政策推進課長とすることなどを定め、第 4 条に事務局長の専決事項を規定しています。また、第 6 条に協議会の公印の種類及び管理等について必要な事項を定めております。

以上が、協議会の規程の概要です。いずれの規程におきましても、これらの規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定めることとしています。以上が、協議会の規約及び規程についての説明です。よろしくお願いいたします。

- 事務局（進行）：それでは、資料 1 - 2 規約及び規程についてご質問ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。
- 委員：この活性化協議会の財務規程によりますと、予算は村上市からの負担金、国からの補助金となっていますが、今年の市からの負担金、それから国からの補助金はいくらを予定していますか。
- 事務局：協議会の予算については、後ほど協議会予算等の中でご説明をさせていただきたいと思いますが、そちらの説明をもって代えさせてください。
- 委員：はい、分かりました。
- 委員：国の予算の関係ですけれども、現在、政務三役である大臣、副大臣、政務官に実際にいくらの補助金を付けられるかを最終確認しているところですので、今月中には、お知らせできるのではないかと考えております。ご迷惑をおかけしますが、もうしばらくお待ちいただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 事務局（進行）：はい、ありがとうございました。他にご意見ご質問等ありますか。
- 委員：委員の任期は 2 年となっていますが、私は P T A からの選出で今年から副会長になったのですが、子どもが 3 年生で、役員は今年 1 年の任期なのですが、来年は次に新たに入った人が、私の任期を全うすることになるのでしょうか。
- 事務局：選出団体の事情等もあるかと思いますが、委員の言われたとおりの見解となります。
- 事務局（進行）：はい、ありがとうございました。他にご意見ご質問等ありますか。

ないようですので、次に進みたいと思います。それでは、資料 1 - 3 村上市地域公共交通活性化協議会活動スケジュール（案）をご覧ください。事務局説明をお願いします。

- 事務局：それでは、協議会の活動スケジュール（案）について説明させていただきます。説明に用いる資料は、資料 1 - 3 ですので、お手元にご用意ください。

今年度の協議会については、4 回程度の会議の他に、計画素案、取り組み試案の検証を行う視察を予定していますが、本日の会議に先立ち、過日 5 月 11 日と 12 日に市内の現地視察を実施させていただきました。

本日、第1回の協議会では、協議会の設置に関する説明、役員の任命、公共交通総合連携計画の策定、計画策定調査業務委託業者の選定の4つを議題としています。

次回、7月開催予定の第2回協議会では、連携計画の素案、住民懇談会の開催、計画素案の検証に必要な視察の3つを協議事項として予定しています。

第2回の協議会の結果を踏まえ、視察を実施する場合、10月頃視察を予定したいと考えておりますが、視察については、計画素案等の検証に必要な視察を予定しており、視察先としては、市内の現地視察を含め、県内を想定しています。

次に、11月開催予定の第3回協議会では、第2回協議会で協議・検討いただきました計画案と23年度以降の実証実験企画案について審議いただき、広く市民から意見・情報・改善案などのコメントを求める手続きであるパブリックコメントの実施についての3つを協議事項として予定しています。

最後、来年2月開催予定の第4回協議会では、計画案の最終確認をしていただき、国土交通省への認定申請、今年度の協議会の取り組みの評価、平成23年度の事業計画案と予算案についての3つを協議事項として予定しています。なお、分科会の開催については、第2回と第3回の会議に引き続き、同日開催することを想定しています。

資料の2枚目ですが、こちらは今年度1年間の作業スケジュールを一覧にしたものです。左側に国土交通省、真ん中網掛けの部分が法定協議会の活動スケジュール、右側が市（事務局）側の作業内容となっております。

例年、国土交通省への各種申請手続き等については、年明け早々となっております。

今年度については、実証実験企画の実施に係る申請手続きなどの準備もありますので、スケジュール的にはかなり厳しいものとなることが予想されます。以上が資料1 - 3についての説明です。よろしくお願いいたします。

併せまして、資料1 - 4協議会の予算について説明させていただきます。説明に用いる資料は、資料1 - 4ですので、お手元にご用意ください。

まず、資料1 - 4の1枚目ですが、こちらは平成21年度の歳入歳出決算（案）です。資料の1枚目、法定協議会の予算についてですが、平成21年度の法定協議会の予算については、協議会設置に関する準備費用を計上しておりました。

歳入は、村上市からの負担金として13,000円を予算計上していましたが、決算額は12,600円となりました。歳出は、協議会の公印作成に係る費用として13,000円を計上していましたが、実際にかかった費用が12,600円の決算額となりました。そのため、歳入、歳出ともに決算額12,600円、差引額は0円となり、22年度への繰越なしという決算の見込みです。以上が資料の1 - 4の平成21年度歳入歳出決算（案）についての説明となります。

続きまして、資料の2枚目をご覧ください。こちらは、今年度の協議会の予算です。昨年度の会議において承認をいただいていることから予算案ではなく予算成案として説明いたします。

まず、歳入としまして、「1負担金」として村上市からの負担金100,000円、「2

補助金」として国土交通省からの補助金 9,974,000 円、歳入合計で 10,074,000 円を計上しております。また、繰越金と雑入については、予算科目の設置のみとしております。次に歳出ですが、「1 運営費」として会議費 792,000 円、事務費 120,000 円の合計 912,000 円を計上しています。

「2 事業費」として、9,162,000 円を計上、事業費の内訳としては先進地視察経費 80,000 円と計画策定に関する委託費用 9,082,000 円計上しております。「3 予備費」は、予算科目の設置のみとしております。

平成 22 年度予算としては、歳入、歳出ともに同額の 10,074,000 円を計上しています。なお、今年度の予算については、先ほど委員からもご説明がありましたとおり事業費の変更等が予定されている部分がありますので、その額が変わることがありますが、その都度、直近の協議会にお諮りしていく予定としております。以上、協議会歳入歳出決算（案）及び予算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 事務局（進行）：それでは、資料 1 - 3 協議会スケジュール（案）と資料 1 - 4 の協議会予算（案）についてご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

（質問なし）

続きまして、資料 1 - 5 分科会について事務局から説明いたします。

- 事務局：それでは、分科会委員構成（案）について説明いたします。説明に用いる資料は、本日配付いたしました資料 1 - 5 ですので、お手元にご用意ください。

分科会につきましては、規約及び分科会規程に基づきまして、計画策定等に際し専門的に協議または調整を行うことを目的に設置するものです。分科会委員構成（案）については、事前に皆様に分科会所属の意向を照会し、ご回答いただいたものを最大限反映させていただきました。

表をご覧になってお分かりいただけるかと思いますが、フリーの立場で協議・調整に加われるよう、北陸信越運輸局の鈴木課長並びに佐藤首席運輸企画専門官、事務局の相馬、佐藤の 4 名は、特定の分科会に所属しない形態をとらせていただければと考えています。

希望を尊重しまして所属を決めさせていただきましたが、分科会ごとに人数のバラつきはあります。各分科会の受け持つ内容が、相互に密接に関連するものと考えられますので、委員の皆様への情報提供・共有に配慮していきたいと考えております。運営方法については、相互に関連する分科会が合同で開催する方法なども想定しています。

以上、分科会委員構成（案）についての説明です。よろしくお願いいたします。

- 事務局（進行）：資料 1 - 5 で説明いたしました分科会委員構成（案）については、事前に委員の皆様からお聞きしました希望を基に事務局で作成した案です。特にご異議がなければ原案のとおりとさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、次第の 6 に入る前に企画部長から補足説明いたします。

- 部 長：事務局を担当しております、市役所企画部長の相馬です。少し説明させていた

だきます。先ほど協議会の事務局規程の中で、「事務局長を市の政策推進課長をもって充てる」となっておりますが、本日委員の皆様の名簿の裏に事務局員の名簿が企画部長以下事務局の名簿となっております。これは、本年度市の企画部長が、当協議会の事務局長を担当する政策推進課長を兼務しておりますので、このような記述にしております。そのようなことでご了解いただきたいと思います。

- 会 長：事務局員も紹介してください。
- 部 長：本日、第 1 回目ということで説明時間の関係上、事務局員の紹介は書面とさせていただきますましたが、この法定に基づく協議会は、先ほど市長からもありましたとおり、本市にとりまして極めて重要な方向付けをさせていただく協議会であります。市の企画部政策推進課が事務局を担当しております。先ほど申し上げましたように、企画部長の私、政策推進課長を兼務している相馬です。よろしくお願いします。

（事務局自己紹介）

- 事務局（進行）：続きまして、次第 6「副会長及び監査員の任命」ですが、先ほどご審議いただきました協議会規約第 9 条第 1 項により、副会長は長岡技術科学大学佐野准教授にお願いいたします。協議会の監査員は、協議会規約第 8 条第 3 項により、会長が委員の中から 2 名を任命することとしております。監査員は、村上商工会議所の佐藤久也会頭と、岩船地域商工業振興協議会の山田俊治郎会長にお願いいたします。お二人には、事前に承諾をいただいておりますので申し添えます。それでは、佐野副会長は会長の隣の席へ移動願います。

（副会長移動）

それでは、佐野副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

- 副会長：皆様おはようございます。長岡技術科学大学の佐野です。皆様もご存知かと思いますが、高齢化やモータリゼーションなどで公共交通を利用する人が少なくなり、それに伴いサービスが低下している現状があります。そのまま何もしていなければこのような状況が続くわけで、なんらかの施策を講じることによって状況を打開できるのかと思っております。よろしくお願いします。
- 事務局（進行）：ありがとうございます。それでは、次第の 7 議事に入りますが、協議会規約第 11 条の規定により、会長が協議会の議長となることになっておりますので、会長より議事の進行をお願いいたします。
- 会 長：ただいま事務局から説明がありましたとおり、暫時の間、私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。それでは、これより議事に移ります。「（ 1 ）村上市地域公共交通総合連携計画の策定について」及び「（ 2 ）計画策定調査業務委託業者の選定について」は、関連するものですので、一括してご審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局：それでは、議事の（ 1 ）及び（ 2 ）について説明させていただきます。説明に用いる資料は、資料 2 及び資料 2 - 2 ですので、お手元にご用意ください。

まず、資料 2 ですが、資料 1 で説明いたしました事と重複する部分もありますが、確

認の意味も含めまして、お聞きください。

本市の公共交通の課題ですが、1つめとして、利用者の減少と利便性の低下の悪循環、2つめとして公共交通改善へのニーズの拡大が挙げられます。その一方、公共交通は、特に車を運転しない高齢者や高校生などの交通弱者にとっては、日常生活を営む上で必要となる移動手段の確保という点から、必要とされるものです。

公共交通の必要性を重視し、利用者の視点、交通事業者の視点、行政の視点から、利用者にとって利便性の高い交通手段を確保していく必要があります。

現在、市内には大きく4つの公共交通機関が存在しますが、交通はネットワークを形成して初めて成り立つものであるという視点に立ち、今後はこれらを有機的に結びつけるために、計画的に取り組んでいく必要があります。

平成21年度、村上市では公共交通活性化検討委員会を設置し、国土交通省の支援をいただき、高校生及び高齢者を対象としたアンケート調査、山北地区をモデル地区とした住民懇談会を開催し、再編案の検討を行ってきました。

検討委員会については、協議会への移行を前提に設置したのですが、地域の関係する方々が一体となって地域公共交通の活性化・再生に取り組むべきことを明確にするなどの観点から、地域公共交通総合連携計画の作成やその実施に当たっての連絡調整を行うため、協議会を設置したところです。

このたび年度が替わりましたことから、新たに委員の選任をさせていただき、本日皆様に委員の委嘱をさせていただきました。

資料の2ページ目に移りますが、協議会の主な役割は、地域公共交通総合連携計画の策定と計画に基づく事業の実施になります。連携計画は、市町村が公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者等の地域の関係者と一体となって、地域の公共交通の多様なニーズや課題を踏まえ、その活性化・再生に取り組むための基本となる計画となります。

計画には、各種調査結果や協議内容を反映させていただき、平成23年度以降に推進する事業計画等も登載されることになります。また、必要に応じて公共交通機関の利用状況調査を実施するなど、現状を把握し計画に反映させたいと考えています。

今年度の計画策定に関する調査等の業務は、コンサルタント事業者に委託することができ、経費については国からの補助が受けられることになっています。この部分は資料の3ページの内容となります。なお、資料1 - 4で協議会の予算を説明したものが、これに該当するもので、現在国土交通省に申請中です。

次に資料の3ページの中段「村上市地域公共交通総合連携計画に基づく事業」についてですが、今年度策定する計画に基づき、計画に登載した事業は、平成23年度以降の3年間で実施していくことになります。これら、計画に基づいて推進される事業に掛かる経費については、国から2分の1の補助が受けられることになっています。ここまでが計画に基づく事業に関する説明となります。

次に資料3ページの中段にあります「村上市地域公共交通総合連携計画の策定の必要

性と具体的な進め方」について説明いたしますが、ここからが委員の皆様にお諮りする部分になります。

昨年度の検討委員会では、本市の公共交通の課題解決をするための目標、施策体系、推進手法がまとめられました。基本目標を「市民、交通事業者、行政が協働でつくり育てる公共交通」とし、6つの具体目標として「生活者・利用者が愛着を持てる地域に密着した交通」、「納得できる負担で持続可能な交通」、「今より便利で、使いやすい環境の整備」、「安全で安心できる交通」、「地区・集落の元気再生」、「効率化によるコスト縮減」を掲げています。次に、これらの目標達成のための施策として5つの柱を掲げています。施策の柱は、「運行の改善」、「利便性の向上」、「利用環境の改善」、「まちづくりとの連携」、「市民意識の転換」、以上が目標達成のための5つの施策の柱です。

資料の4ページに移りますが、これらの取り組みを進めるに当たりまして具体的にどのような形で展開するかという案が次のものです。本市の面積は全国的にみても広大な面積を有しています。村上地区、荒川地区、神林地区、朝日地区、山北地区の5つの地区で構成されていますが、地域の中にあっても地形条件や立地条件が様々です。

市民の日常生活行動等の特性などを考慮しまして、市域を15エリアに区分し、エリア単位で再編を検討してはどうかというものが、昨年度の検討委員会でまとめた結果です。なお、15エリアの区分は、4ページ中段の表に記載のとおりです。

基本目標から15エリア区分までの考え方が、昨年度の検討委員会で協議、検討され、協議会に向けて提案された事項です。

資料の5ページに移ります。連携計画の作成についてですが、計画に盛り込む内容は、表の左側に記載する6つの項目となります。1つめが「連携計画の基本的な方針」、2つめが「連携計画区域」、3つめが「連携計画の目標」、4つめが「目標達成のための事業及びその実施主体に関する事項」、5つめが「連携計画の計画期間」、6つめが「その他連携計画の実施に関し村上市が必要と認める事項」です。5ページの表の右側、素案と書かせていただいておりますが、1番から4番については、昨年度の検討委員会の報告書を基に作成することとし、5番の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間を連携計画の計画期間として、社会実験実施期間を平成23年度から平成25年度までの3年間としたいというのが事務局の原案であります。以上、連携計画策定についての説明となります。

続きまして資料2-2に移りますが、「計画策定調査業務委託業者の選定について（案）」について説明いたします。この事業は、連携計画策定のための調査をコンサルタント業者に委託することとし、その事業者選定について皆様にお諮りするための資料です。

はじめに、見積依頼業者の選定については、3つの条件を付けさせていただいております。まず、1つめが村上市の「入札参加資格者名簿」に登載されていること、2つめが新潟県に本社又は支社、支店を置いているコンサルタント事業者であるということ、3つめが連携計画策定の調査業務において、北陸信越運輸局管内で実績があることの3

つの条件すべてを満たすコンサルタント事業者に見積りを依頼することとしたいと考えています。次に、契約先の決定方法については、見積依頼事業者に仕様書を提示後、見積書を徴し、見積もり合わせにより、最低価格事業者に決定、その後協議会と決定した事業者間において契約を締結する方法としたいと考えています。

こちらの契約結果につきましては、次回、第2回協議会で皆様にご報告し、また第2回協議会から決定しましたコンサルタント事業者が参加することとしたいと考えております。

この一連の流れについては、資料下段のフローのとおりとなっております。以上、計画策定調査業務委託業者の選定についての説明です。よろしくお願いいたします。

- 会長：ただいま事務局から（１）（２）について説明がありましたが、ご意見ご質疑等ありましたらお願いします。

しばらくしてご意見もないようですが、（１）及び（２）については、案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ご異議がないようですので、「（１）村上市地域公共交通総合連携計画の策定について」及び「（２）計画策定調査業務委託業者の選定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。それでは、次第８その他、現地調査報告について事務局から説明をお願いします。

- 事務局：それでは、現地視察の報告について説明させていただきます。過日５月１１日、１２日に実施しました現地視察についてですが、本日配付しました資料３に報告をまとめさせていただきました。時間の関係もありますので、報告書の内容をかいつままで報告させていただきます。

この視察については、昨年度の検討委員会の中で、自分の住んでいないところの地域の実情は分からないというご意見が委員の方から挙げられまして、それを受けて現地視察を実施させていただきました。この視察の目的としましては、委員の皆様に市内の公共交通の現状を把握していただくことと、昨年度検討委員会で検討されました１５エリアの各取り組み試案の検証を行っていただくことを目的として実施したものです。市域が大変広いため、市内を北部と南部に分け、２日間の日程とし、バス路線、鉄道駅、交通空白集落等の状況を中心にコース設定を行いました。

視察の際には、職員から、エリアの基本情報として人口や高齢化率、高校生数などを説明させていただき、公共交通の状況、検討委員会での取り組み試案等を説明させていただきました。その上で、委員の皆様に、同日配付しましたチェックシートに基づきまして、各エリアの取り組み試案に対する意見、感想及びその他の再編方法等を記入していただきました。参加された委員の皆様からのご意見等を集約したものが今回お示ししました報告書となります。なお、いただきましたご意見ご提案については、計画策定の中で活用させていただきたいと考えております。

今回都合で参加できなかった委員の皆様についても、参考資料として視察で使用しま

したチェックシートを事前に送付しておりますので、ご覧いただければと思います。ご多忙のなかご参加いただきました委員の皆様、大変ありがとうございました。以上、現地視察についての報告を終わります。

○会 長：ただいま現地視察についての報告がありました。皆様のお手元にも報告書として配付しておりますので、後ほど詳しくご覧になっていただければありがたいと思います。この現地視察報告について皆様からご意見をいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。この場でないようでしたら、報告書を読んでいただきまして後ほどでも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。他に事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

○事務局：次回の協議会の開催についてですが、日程をあらかじめ調整させていただきました。第2回協議会は、7月15日、午前9時30分から本日と同じ教育情報センターにおきまして開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。後ほど、文書で開催案内を発送させていただきますが、あらかじめご連絡させていただきます。

なお、本日の会議資料及び委員の皆様の名簿について本市のホームページにて公開させていただきたいと思いますので、ご了承いただきますようよろしくお願いします。

○会 長：ただいま、事務局から連絡がありました。よろしくお願いします。他に事務局からありますか。

○事務局：ありません。

○会 長：委員の皆様からその他としてご意見ありましたらよろしくお願いします。

しばらくしてご意見もないようですので、これで会議を閉じさせていただきます。大変ありがとうございました。

○事務局（進行）：それでは、閉会の挨拶を佐野副会長からお願いいたします。

○副会長：今回は、第1回ということで手続き的なことが中心でしたが、5月11日、12日に行われた現地視察の報告書を見ますといろいろなご意見が寄せられているようですので、そういった意見も踏まえて今後の分科会等で細かい議論ができればと思います。ありがとうございました。

○事務局：ありがとうございました。以上をもちまして第1回村上市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。ありがとうございました。